

平成 28 年

第 15 回 定例委員会

会 議 録

佐渡市教育委員会

平成 28 年 第 15 回 <input checked="" type="radio"/> 定例 <input type="radio"/> 臨時委員会 会議録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 28 年 10 月 24 日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 1 時 30 分		佐渡市役所 両津支所 3 階 第 2 会議室
閉会日時	平成 28 年 10 月 24 日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 3 時 09 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員	
1 番委員 佐藤 辰夫		中村 友子	
2 番委員 仲川 正道		児玉 勝巳	
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 中村 友子			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 書記（庶務係）土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行	
傍 聴 人	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 49 号 佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 50 号 佐渡市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の制定について <協議事項> なし <報告事項> 1 学校の諸問題について 2 その他 <その他> 次回定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

・ 佐藤委員長	◎本定例教育委員会は、午後1時30分から開催した。 ・ ただいまから平成28年第15回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第21条の規定により、中村委員と児玉委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
・ 佐藤委員長	・ 日程第2、議案第49号「佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。発言の際は挙手をした上、指名を受けてから発言するようお願いいたします。
・ 吉田学校教育課長	・ それでは、事務局の説明を求めます。 ・ 説明の前に資料を配ります。
・ 吉田学校教育課長	・ 議案第49号です。2ページをご覧ください。佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則です。佐渡市の奨学金制度につきましては、平成24年度から貸し付けを行っております。今現在高校生、専門学校生、大学生等に貸し付けていますが、この度、所得税法等の一部を改正する法律が施行されました。その中で租税特別措置法、いわゆる所得税法等の一部を改正する等の中の租税特別措置法の一部が改正されました。平成28年4月から、学資としての資金の貸し付けに係る消費貸借契約の印紙税の非課税措置、これまで借用証書と消費貸借契約書に係るものにつきましては印紙税が課税されておりましたが、これを非課税にするという措置がなされました。今現在、佐渡市の奨学金制度につきましては、いわゆる非課税措置以前に制定されておりますので、貸し付けが終わった段階で貸与者の方から借用証書を提出してもらうわけですが、その際に印紙を貼付しておりました。この度先程申しましたとおり、非課税にするという租税特別措置法の一部が改正されたために、この奨学金条例施行規則の一部を改正するものです。 ・ それから、もう1点ございます。実はこれまで提出していた書類の中に一部不必要と思われる調書につきまして、この度それを削除したいという内容のものです。 ・ それでは、まず印紙税の方からご説明いたします。資料の7ページです。新旧対照表の7ページにつきましては、いわゆる奨学金の借用証書になっております。借用証書、変更後については、左肩にある収入印紙の欄が削除されております。それから、一番下のところに注意書きの2番としまして、「この奨学金借用証書は租税特別措置法91条第2項の規定により印紙税を課されません」との表記を今後いたします。これの最終的なものが3ページになります。今回の改正については、7ページ、旧様式にありました収入印紙の部分を削除しまして、一番下の3ページになりますが、これが変更後の様式です。注意書きの2項としまして、印紙税を課されませんと改正いたします。

<p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p>	<p>1つ目は、様式の改正になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もう1点の改正につきましては、6ページをご覧ください。これまで奨学金の貸付けに当たりまして、各種の申請書類を提出してもらいましたけれども、この奨学生の推薦調書というものを今回の改正から削除したいというものでございます。ちなみに、この奨学生の推薦調書につきましては、先ほどお配りしました横の表をご覧くださいたいのですが、佐渡市奨学金貸与条例施行規則第3条の、受給資格認定の申請及び決定について、第3条、奨学金の貸与を受けようとする者は、市長の指定する期日までに次に掲げる書類により申請しなければならないと。第1号から第4号まで掲げておりますが、この中の第2号の奨学生の推薦調書というものを削除するものです。 ・ これを削除する理由ですが、これまでの実績の中で、その生徒さんを知り得る担任教師等が退職、または転勤等によりまして、推薦調書の作成ができなかったという事例が過去にございました。それから、この推薦調書につきましては、最終的に奨学生の認定の際にもろもろの基準がありますけれども、その基準上では最終的に判断できない場合はこの推薦調書を最後に見るといようなことで、この調書の提出を当初予定しておりましたけれども、今のところこの調書まで参考にするという事例が過去4年やっておりますけれども、一度もなかったということで、今回あえてそこまで必要としないということで、この調書につきまして削除するものです。 ・ あと、条例施行規則の施行の期日等ですが、4ページをご覧ください。附則でございます。この規則は、平成28年の11月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号を削る改正並びに様式第2号の改正規定は来年の4月1日から施行するということであります。冒頭申し上げました印紙税の貼付の、印紙税を非課税にするという適用につきましては、11月1日から施行するものでございます。というのは、今後例えば貸付けをしている人が急遽事情によりまして貸付けが不必要になったような場合については、直ちにまた借用証書を提出してもらおうことが考えられます。そういった関係から、印紙税の廃止につきましては11月1日からの施行、もう一点の推薦調書の廃止につきましては来年の4月1日からの施行にしたいと。来年の4月1日からの施行にしたい理由につきましては、今現在平成29年度の奨学生の募集をしています。28年10月3日から今月の末までの予定で受け付けしておる最中でございますが、この規定を今回の改正前ということで市民にお知らせしておりますので、先程申しました提出の書類、1号から4号までの提出書類については、これを提出してもらわなければならないということで、規則の改正につきましては2つの要素がありますが、1つは11月1日から、もう1つは来年4月1日からの改正ということでお願いしたいと思っております。 ・ 以上です。 ・ それでは、ただいまの説明に対する質問、質疑等ありましたら挙手を願います。 ・ お願いします。大きく2点あったかと思うんですが、最初の方の印紙税
----------------------------	---

<p>・佐藤委員長</p> <p>・児玉教育長</p> <p>・仲川委員</p>	<p>の問題については様式の変更、これは異議ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2点目、推薦調書の件ですが、国の奨学金や県の奨学金については推薦調書は今後とも廃止ということになっていないのではないかと思いますけれども、なぜ佐渡市だけがそういうふうにするのか。先ほどの説明の中に、知っている先生が転出して、わかる人がいないという表現がありました。けれども、これは私の経験上では個人が個人を推薦するのではない。学校としてその生徒について責任を持って推薦をするというシステムであると考えておるので、私は今までどおり残した方がよいと思います。もし、国や県がもう廃止するという方向であるならば、歩調を合わせることは考える余地があるかと思いますが、これはこれで私は大変学校に責任持ってもらうという意味で役に立っているものと、そう考えておるものですから、ちょっと納得がいかないんです。 ・ 金子委員、中村委員、いかがですか。何かありますか。 ・ ただいまの推薦書をなくするという案に対してですが。 ・ 今の件につきまして、仲川委員おっしゃることごもっともなわけですが、奨学金貸与に対していろいろ申し込みがあった時点で奨学金をお貸しする人の選考といたしまししょうか、審査会を開きます。その審査会の中で、この学校からの推薦状が必要あるのかどうかという議論がありまして、見直したらいいんじゃないかと、そういった意見が1つ。 ・ それから、この後奨学金について、今、成績要件とか、所得・経済状況とかいろいろあるんですけども、もっと幅広くと言いまししょうか、この後、できれば給付型のもの、それから奨学金を借りたいという人達にもっと広く枠を広げていこうというような考えもあります。そういったことも含めて、この学校からの推薦書、学校長の責任でという思いもあるんですけども、実際に奨学金希望する人が学校にこのところを希望に行った時に、在校生だけじゃないんです。卒業生もあるわけです。だから、そういったところで書いてもらえなかったというような事案が1つありました。そういったところで、指導要録とか残っている、その辺りを参考にしとは思ったんですけども、ここのところまで審査会の中で、他の推薦はどうなのかというようなところまで審査が対象というんでしょうか、選考対象までいかなかったというような意味合いから、今日こういう提案をさせていただいたというようなところでは。 ・ 今のご回答ありがとうございました。ただ、この奨学金、佐渡市の奨学金ですから、佐渡の税金を使うということになるわけです。この推薦調書がなければ、結局、その人間の成績は見れるけれども、人物が優良であるかどうかというのはどこにも記載ができないわけですよ。成績だけで人を判断するのか、成績だけで税金を使っていいのか、ということには私はなろうかと思っておりますので、ちょっと納得はしかねる。これやっぱ成績も人物も優良であって、税金から奨学金をもらうに値するというふうに考える方が妥当ではないかというのが私の意見です。
--	--

<p>・佐藤委員長</p>	<p>・ 佐藤です。私も仲川委員の意見に賛成といいますか、同意見になります。事前にこの資料いただいた時に、なぜこの奨学金の推薦書がなくなるんだろうと思って、いろいろなところを探しましたが、その背景はちょっと見つかりませんでした。先程の事例で、学校へ行ったけど、書いてもらえなかったというのがどうも合点がいかない。そんなことはとても学校現場には言えないだろうと。だから、なくしますという訳にはいかないと思いますし、国、県のものについてもしっかりあるわけでありまして、私はやっぱり必要だから残っているんだろうと思いますしね。それから5年あるいは20年、内容によっては書けない部分もあるかもしれません。しかし、学校であれば必ず整理している記録としてあるはずでありますので、書けないということはありませんし、もしあったとしたらその学校は十分指導の対象になると、こう思います。やはり公のお金を個人に貸与するわけでありまして、誰から見ても納得のいくものでなければならぬと、こういうふうに思います。特に規則等の変更等がないのであれば、私は残しておくべきものだ。では、今までのものは、もし削除してしまうとしたら今までは一体何だったんだろう。どのような世の中の変化といいますか、そういうものがあるのかなど。ちょっと答えが出ないように思います。</p> <p>・ 以上です。</p>
<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<p>・ 先ほど教育長が申し上げましたとおり、奨学金を最終的に決定する時には佐渡市奨学金審査委員会を開催して、そこで最終的にどなたを決定するというのがありますが、最終的にそこまで判断が至らなかった場合については最後これを見ましようというのがありました。今まではほとんど全てが成績とか、所得の状況で決まっていたということがあったものですから、今回実際取れないような場合が出てくるのであれば、実際その人を選ぶかどうかという瀬戸際の時はどうするかという問題があるから、昨年11月19日に開いた際に、宿題になっておりまして、今後どうするかということで今回出させてもらったわけなんですけども、委員の皆さんの意見を聞けばごもつともかと思いますが、確かかなり過去の事例の、大分前の卒業生のものが出てきたのがたまたま書けなかったと。そんな事例があったのですが、それは今後もしもなきにしもあらずということで、実際最終的に出したもの、出さないもので判定する時はちょっと迷いもありまして、この際廃止しようということにさせていただきました。</p>
<p>・ 児玉教育長</p>	<p>・ 確かに学校で学籍、この生徒がいたというような記録は残っていると思うんです。ところが、指導歴というんですか、ここにあるような教育状況ですとか、そういう成績等について所見を書く参考になる記録が必ずしも残っていないと思うんです。今要録は、指導に関するものについては5年で廃棄というふうになっていますし、実際の学籍も20年でしょうか。だから、そんなに年配の方が奨学金という例は少ないかもしれないけども、中学、高校においてはあり得るといいますかね、記録が残っていない場合もあると。在籍証明だったら出せますでしょうけども。そういったことも勘案し</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員長 ・ 金子委員 ・ 佐藤委員長 ・ 中村委員 ・ 仲川委員 	<p>て今回提案させていただいたということでもあります。確かに学校からのこの人物についてどういうふうな人であったかというところも大事なんですけども、そういった書けない状況もある中でこの書類が必要なのかというのが審査会の中で出されたということを受けて、今回は提案させていただいたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回答ありがとうございます。児玉委員の発言であります、大変特殊な例を取り上げて、全体で調書がいらないという方向に結論づけるというのは、私はあまり好ましいとは考えていません。その特殊な例については、特殊な例についての対応法を考えれば済むこと。つまり、調書を書けない理由書を付けてもらえばいいと。私は、高等学校に長いこと籍を置いておりましたので、そういう例もあり、これこれこういう事情があり、人物証明を付けることができませんというような文書を付ければ済むことで、ほとんど恐らく 90%以上のこの奨学金候補者というのは書けるのではないかと考えておりますので、対応策がちょっと違うような気がします。 ・ 金子委員、突然の指名ですが、お願いします。お考えを。 ・ あんまりこれを見ただけのときはちょっとそこまで考えてはいなかったのですが、今仲川先生のご意見を伺って、確かに出せないから、全部だめというのではなく、出せない場合には出せない理由をちゃんと明記していただいて、それをもって判断するというのであれば、その方がよいのではないかと思います。 ・ 中村委員は。 ・ 私は、成績証明書というものがどういうふうに出されるのかよくわからないのですが、成績証明書も学校から出していただけるんですね。その中に最後の1文として「人物、学業とともに優秀で」というこの下の欄を追加してしまうことってできない、推薦所見まではいらないのかなど。受給してもらうに当たり、受給したいですと職員室に申請に行った際に、先生も成績を見て、人柄を見て、その子がどういう子だったかを見て、いいですよという返答ををすると思うので、そうしなければ成績証明書も推薦調書も書いていただけないので、むしろ、あれもこれもとしない、これを1つにまとめることはできないのかなというふうに思いました。 ・ 成績証明というのは成績証明なので、人物を証明することはできないんです。それから、この単位取得証明書というのがありますが、それは成績を抜きにして、学校授業でどれだけの単位をとって卒業したということを証明する。それぞれ目的が違いますので、その目的の違うものを1つにすると混乱のもとだと思いますので、それはできないだろうと。今言っているのは、高校卒業後例えば30年経った卒業生が学校にやってきて、人物証明を出してくれという時には、これは出せないんです。出せないというのは、法的にもう記録を処分してもいい時限になってしまっています。ただ、最近では処分しないで残っているものについては学校長の判断で出してもよいという指導を恐らく県教育委員会は行っていると思いますので、学校長の判断で出
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・中村委員 ・仲川委員 ・児玉教育長 ・吉田学校教育課長 ・児玉教育長 ・佐藤委員長 ・児玉教育長 ・佐藤委員長 ・吉田学校教育長 ・仲川委員 	<p>せないとになったら出せないし、書類があるから、出せますよという判断もできるということになっています。もし本当に出せないのであれば、ちゃんと理由をつけて出せないというふうにして、この調書に添付すればいいだけのことだというのが私の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その添付する書類も学校に書いてもらうということですよ。資料がないので、調書については記入することができませんというその証明をもらって、そういうふうになればという話ですけど、そういうことですよ。 ・ そうですね。 ・ 皆様のご意見伺いました。ありがとうございます。本当に特異な場合というようなことで、来年度の奨学生について今募集を出しております。この様式の件については今日ご提案のようにさせていただき、この後今までと同じように推薦書、学校からのものを出していただき、もし、人物証明とか書けない場合についてはこのようにして欲しいというようなものを明記した募集要項にして、来年度の奨学生募集の方に当たるということに訂正させていただければと。 ・ 来年度ですか。来年の募集ということですか。今 29 年の募集をしているので。 ・ 来年の募集ですね。30 年のということで、要項の方にその旨を記入するというような形で出せばいいんじゃないかと。 ・ 確認ですが、その旨というのはもうちょっと具体的に。 ・ この様式 2 の奨学生推薦調書が学校からもらえない場合については、その学校から別紙様式何号、何て言うんでしょうか。人物証明できませんというようなその学校の書類を出してもらうことでよしとするという内容にする。出せない場合があるから、その時は学校に出せない旨のものを学校で書いてもらって提出してくださいというような形にできればなど。 ・ もう大原則として、奨学生推薦調書を提出いただくということであれば、それはそれで私はよいのではないかと。出せないものについて学校へお願いに行って、出せないものについては学校の方が出せないという、推薦所見のところに人物、成績、家庭状況等というような欄もありますから、本生徒に対しては卒業して何年経っているので、記録が残っていないと事情を書いてもらって、これはこれで出していただくと。何かすっきりしておかないと。希望する人が学校の実情まで勘案してほしいしなきゃいけないというのはちょっとどんなものかなと。 ・ 学校側の方にその推薦調書の中身にその旨の記載で校長の責任で出してくれと、そういう方法でやらしていただくということで。 ・ 恐らく問題になるのは、高等学校を卒業して相当な年数が経って、それぐらいだと思うんです。中学校についてはほぼ問題なく今のおりできるはずだと。高等学校では卒業して 20 年も 30 年も経ってから大学に行きたいという例はありますので、そうしたらそれなりの配慮をすればいいんだろう。つまり、正式な指導要録の保管期限が過ぎた生徒についてどう扱うかという
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<p>ところをしっかりと決めれば、それで運用できるのではないかな。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条、3行目です。第3条第1項2号を削り、要はその引用部分と第3条関係のところを削除ですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうしましたら、これでご提案させていただきますけれども、佐渡市奨学金条例の一部を次のように改正する。その次の2行を削除して、様式第2号を次のように改めるといところから生かしたいと思います。 ・ はい、このような修正案ということで承認いただけますでしょうか。 ・ あわせて、附則がなくなります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この規則は、28年11月1日から施行する。ただし書以降はいらないということですね。 ・ はい。では、確認します。事務局からの修正提案であります。2ページの本文1行目、2行目及び一番下の「様式第11号を次のように改める。」のこれを残して、ほか中4行を削除です。そして、4ページの附則のただし書と、施行するまでを削除する。この案で承認をしたいと思いますが、承認いただけますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ では、異議なしということで、修正案に対して承認されました。 ・ よって、議案第49号「佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、修正案のとおり可決されました。 ・ 続いて、議案第50号「佐渡市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第50号「佐渡市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の制定について」ということでございます。議案の8、9、10ページということになります。議案の説明の前に放課後子ども教室の事業について、背景のことにつきましてお話をさせていただければと思っております。 ・ この放課後子ども教室につきましては、文部科学省の方で行っており、子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の深刻な課題に対応し、未来の日本をつくる心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、平成16年度から18年度までの緊急3か年計画として地域子ども教室推進事業というのを国の方で行いました。その後、平成19年度より国の支援の仕組みを変更した補助事業ということで、放課後子ども教室推進事業を創設いたしました。それがお手元にあります放課後子ども教室というもので、文部科学省の生涯学習政策部が作成をしたものでございます。この事業によりまして、日本各地で放課後子ども教室が開設されたということでございます。現在新潟県では19の市町村、80か所において実施をされております。佐渡市におきましては、平成27年度までは今まで1つもないということで、未着手という形でありましたが、平成28年度から下越教育事務所、それから学校、それからコーディネーター等の保護者の方々からご協力をいただきまして、佐渡市内におきましては

<p>・佐藤委員長</p> <p>・委員</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・越前社会教育課長</p>	<p>羽茂小学校をモデル的な学校ということで初めて取組を行ってきております。それで、この10月から活動を行っておりまして、それに伴って、この度佐渡市放課後子ども教室運営委員会設置要綱というものを制定しなければならないということになり、制定するものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それで、お手元の議案の9ページ、10ページということで、設置要綱案は、趣旨の第1条から第7条までになっております。趣旨につきましては、佐渡市が実施する放課後子ども教室について円滑に進めるとともに、放課後における子どもたちの安全、健やかな居場所づくりを推進するため、佐渡市放課後子ども教室運営委員会を設置し、その運営に必要な事項を定めるというものであり、意見等を求める事項ということで（1）から（3）までございます。 ・ 第3条には参加者ということで、（1）から（9）までの学校関係者から教育関係者までが委員会の運営委員として参加するというものです。 ・ それから、第4条は座長、第5条は開催通知、第6条は庶務というような形で社会教育課において処理するというものです。 ・ 羽茂での活動につきましては、この10月から活動しておりますけれども、基本的には先ほど言いましたモデル的に1か月に1回行っており、今後は来年度に向けては回数を増やしていく、あるいは、他の地区においても放課後子ども教室を増やしていくというような努力をしていきたいと思っております。以上です。 ・ ただいまの説明について質疑ありましたらお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発言等なし ・ ちょっと質問させてください。私、これを見た時に、今までも放課後学校施設等を使ったそういう子どもたちの活動の場面が保障されておりましたね。土曜日も含めてね。各市町村にあるんだろうと思うのですが、その何か運営を審議する、運営方法等を審議するものかなと思っておりましたらまったく違う子ども教室ということですが、この対象となるのは小学生ですね。そして、これは何年生なんでしょうか。近所にあるというか、私の住居の校区の場合は3年生ぐらいで、高学年はもうほとんど行かないんだという、低学年がほとんど毎日のように行って、4年生、5年生等は行かない実情だと、こう聞いております。またこの放課後子ども教室というのは最終的に増やしていくということですが、学区なのか、市町村なのか、今は羽茂という、1つでやっているというんですが、その辺の現状と見通しはいかがですか。 ・ まず、対象ですが、基本的にはこの運営委員を含めて検討していくということになります。設定した学年までの希望とする全児童1年生から6年生でもよいし、1年生から3年生でもよいしというような形で、その運営委員会の皆さんで話をしながら、対象を決めていくということになると思えますし、それから増やしていくというところでございますが、今回初めて羽茂
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 児玉教育長 ・ 仲川委員 ・ 金子委員 ・ 越前社会教 	<p>小学校の方で行うわけでありますので、今後、先ほども言いましたけれども、まず羽茂のところをより充実させていくという取組を29年度にやっていきたいと思っています。それ以降については、それがよい方向に行けば増やしていくという方向でいきたいと思いますが、やはり学区というか、学校でやっていく方がよいのかなと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補足です。委員長おっしゃったその以前はという、1年から3年までというあれは、学童保育ですね。学童保育というのは厚生労働省管轄の事業なんです。だから、要するに鍵っ子と言いましょか、家へ帰っても、誰も保護者、おじいちゃん、おばあちゃんもないというところの、一番は安全の確保というか。前は1年から3年までだったんですが、その枠が増えまして、今は1年から6年生まで学童保育はオーケーということになっています。それとは別に、これは文部科学省の事業ということで、羽茂小学校をモデルにということです。 ・ 大変私はよい方向性だと考えています。昨年教育委員にさせていただいて、何回か発言をしておりますけれども、例えば佐渡には図書館がせっかくあると。中央図書館だけではなくて、様々な図書館がある。そういう施設を使って、去年こんな発言をした覚えがありますが、土日の学力向上策をやるという手もあるんじゃないか、そろそろ佐渡もそういうことを考える時期じゃないかと私は考えておりますし、そう発言してきました。自分も中央図書館に行って、2階のあの広い講堂を見せてもらいましたし、これ大変素晴らしい施設だから、使い勝手もよいなというふうにも思っていました。それと、今回の放課後子ども教室、国からきたものでありますが、上手に融合させながら、是非よい方向性をもって進めてもらいたい。例えば取っかかりは小学生であったとしても、これを中学校に広げていくというようなことは可能性としてあり得ると思いますので、いい計画を立てて、進めていただきたい。ただ、その際社会福祉課でやっている学童保育との相違点をはっきりさせること。同じことやってもしようがありませんので、はっきりさせるということと、それから場所の選定。1つの学校の中でやれば、恐らくその学校の児童生徒しか来れなくなってしまいますので、例えば中央図書館辺りを上手に活用しながら、ちょっと移動が大変かもしれませんが、有効活用をするとよいかなと思います。併せて言えば佐渡には退職教員の方が非常にたくさんおられるんじゃないだろうか。その人達が生きがいを持って子どもたちに関わるということにもつながって行って、そういう意味でもいわゆる高齢者の活性化にもつながっていくのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ前向きにこれは進めていただきたいと思います。よろしく願います。 ・ すごく基本的なことなんですけど、今おっしゃった学童と放課後子ども教室の違いというものをどのように位置付けているのかというのよくわからないのですが。 ・ それでは、先程教育長の方からお話がありましたが、放課後児童クラブ
--	--

<p>育課長</p> <p>・金子委員</p> <p>・児玉教育長</p>	<p>につきましては、厚生労働省が行っておりますし、それから放課後子ども教室は文部科学省が行っています。位置付けについては、放課後児童クラブは子どもが安心して過ごせる生活の場ということで、どちらかという子どもを見守るという観点で設置をしておるといふふうに思っております。それから放課後子ども教室につきましてはさまざまな体験活動の提供や地域の人材との交流の場ということであります。ここにも書いてありますが、学び、体験、交流、遊びということで、実は学習的な部分、文部科学省ですので、学ぶというところにより充実といいますか、そのところに力を入れているということでございますし、先程言った厚生労働省については子どもを見守るということだと思います。</p> <p>・ 管轄が厚労省とか文科省とかというのはわかるのですけれども、目指すところは要するに学校が終わった後の子どもたちの安全に、また学習習慣であったりとか、そういうものをつけてもらうということだと思っておりますけれども、であれば何か2つ作る、学童と放課後子ども教室と例えば2つ作ったとして、学童に行っちゃっている子はこっちに行けないとかなっちゃうんですか。こっちに行っている子は学童にはとか、どうなんだろうと。かぶっている部分もたくさんあるわけじゃないですか。かぶっている部分とちょっと違う部分もありますし、趣旨として片方は両親が働いているから、学校が終わった後見守る人がいないので、お父さん、お母さんが帰ってくるまで学童に行く。こっちはもうちょっと学びとか地域交流を重視するものだという理屈の違いはわかるのですが、実際に運営が始まった時にかなりかぶるものも多くなってくると思うんですけれども、例えば学童しかないけど、もうちょっと学びたいから、じゃこっち行けるのかとか、そういうこともありますし、またもし今学童のシステムというのがちゃんとあって、機能しているのであれば、そこにもうちょっと学びとか地域交流を足すということも、省庁はまたぐのかもしれないですけども、何かすごく一般的にはわかりにくいような気がするんで、どっちが何なのか…</p> <p>・ 本当にわかりにくいシステムだと思うのですが、放課後児童クラブ、さっき学童保育と名前が変わった放課後児童クラブなんかでも、あれは佐渡市の放課後児童クラブの設置条例といいましたか。設置要領というのに基づいて運営されています。そこは今度指導員、指導補助というものを佐渡市が雇って、時間いくらみみたいな感じでやっているわけですけども、そこで運営されているものが放課後児童クラブです。今回の放課後子ども教室というのは、今言ったように羽茂は月1回という形でこれから運営委員会で話し合われたものを実施していくわけですけども、先程言った放課後児童クラブの子どもも放課後子ども教室の方に参加というのは大いにあり得ます。別じゃなくて、羽茂小学校の児童クラブにいても、放課後子ども教室の時はそっちに参加するというような形で一緒に交流するということは大いにあり得るといふふうに聞いていますし、多く子どもたちが申し込んでくるということも聞きました。ですから、今確かにダブっている部分というようなのが本当</p>
---------------------------------------	--

	<p>に無理なく運営できるのが一番いいわけですが、今言った放課後児童クラブというものと、これは毎日児童が来るし、子ども教室は羽茂のように月1回、もっとやっているところは月2回という形でやっていると思うんですけど、そういった違いがある中で、この後どういう形がよいのかというようなのも当然出てくると思いますので、さらに発展できるようにと言いましょ うか、子どもにとってよい事業になるように考えていくべきだなと。これは、市長部局とも連携していかなければならないと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・金子委員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりました。 ・ もう1つお話を聞かせてください。ふと、これはどうなっているんだろうということ、放課後児童クラブの、当然設置の要綱というか申し合わせ事項等はあるかと思うのです。またそれを見取っているそういう組織もあろうかと思うのですが、その組織と今度改めて10人の運営委員会を立ち上げるということですが、私はかなりオーバーラップしたもので逆にあって欲しいなど。それぞれの取組がしっかり把握されたものでないと、別々の組織ですと認識のずれがあって、間に挟まる子どもたち、保護者が非常に大変な思いをします。これよくいろいろな組織が立ち上がるごとにそれぞれの組織の趣旨というか、狙いが少しずつ当然違うわけですから、そういったところで利用者が理解しにくいというようなところもあるんですが、その辺り何かお考え等、組織の運営委員会等の設置に関して案等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブにつきましては、社会福祉課の方で要綱に則って行っているということでありまして、スタッフも放課後児童指導員の方々を配置して、その方が見ているということでありまして、それからちょっとずれるかもしれませんが、基本的にはおやつ代とか、そういう必要経費については基本的には月数千円という形になっております。 ・ 一方、今回の子ども教室というのはあくまでも基本的には無料ということで、補助金の中で国が3分の1、都道府県が3分の1、市町村が3分の1というような形で事業として、これ一つの事業として行っているということでもありますので、その事業の中で運営委員を設置するということが謳われていることからそこはこの文科省の事業に則って我々は粛々とやっていきたいと思っております。これからは放課後児童クラブと我々の所のそれぞれ合い通ずるところもありますので、そこは連携をとりながらやっていく必要があると思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・高野社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりました。 ・ 社会教育課の高野と申します。今要綱に記載してある市の職員という中には社会教育課の職員の他に、社会福祉課の職員も想定しております。連絡調整しながら、お互いに足の引っ張り合いをすることのないようにということで調整しておりますし、支援員の中に実際に放課後児童クラブに顔を出している方も中に応援で回ってくれていますので、そこと連絡調整しながら行きたいなと思っております。以上です。
<ul style="list-style-type: none"> ・山田管理主 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどの学習アドバイザーの人材の件で、退職教員という話が出ました

<p>事</p> <p>・佐藤委員長 ・金子委員</p> <p>・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長</p>	<p>が、決して佐渡市退職教員は沢山余っているとか、沢山いるという認識は、私は持っていません。佐渡の臨時的任用職員、大変不足して困っております。病気休暇、育児休暇等々取りたい場合代替職員が今なくて、本当に苦勞しているところが現状です。ですので、このような新しい施策が始まることは大いに結構なのですが、そこに安易にと言うと言葉に語弊がありますが、退職教員といってもっていかれるということが非常に取り合いが始まるという現状があるということは認識していただきたいと思います。そうでなくても今退職教員の方、民生児童委員であるとか主任児童委員であるとか不登校訪問相談員であるとか、あるいは教育委員であるとか、いろんなところで活躍いただいております、非常に辞めていく方は沢山いらっしゃるのかもしれませんが、実際そういうところでセカンドライフ的に働いてくださるとい方は上手に調整してやっていただかないと、あの方辞めたから、じゃお願いと先にとっちゃってしまって、私がお願しようと思ったものがだめだったみたいな、極端に言うともうそういうことになっていってしまうとこの制度自体が広がりをもてない制度になっていくという危険性があるよということと、あと佐渡市が一番決定的にハンディがあると思うのが大学生という存在がない。新潟市や上越市が、これが上手にうまく回っているのは大学生のボランティアが非常に活躍しているんですね。今その教育学部の大学生とかがこういうところで活躍すると、それが単位として認定されたり、あるいは教員選考採用試験の時に加点の対象になったりというようなことがあって、非常に流行っているというか、そちらの方に、下手なアルバイト行くんだったらそっちの方が自分にとっても為になるからといって、学生が非常に応募しているという状況があるんですが、佐渡市はそれが残念なならないというハンディが1つあるということもぜひご理解いただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上です。 ・ ありがとうございます。関連して、金子委員。 ・ 同じことになるんですけど、それを入れてもやはり省庁が違っても、横のリンクというのを大切に活動をして組んでいただきたいなど。そうすると、学習支援とかも放課後児童クラブの方々でも、またそうじゃない人たちでも変に重なることなく、やっていただけるのかなど。どうしても行政だとこれは何課だからとか、これは何省だからとなるわけですけど、一般から見れば何省も何課も関係ない。子どもが学校終わった後、安全に楽しく過ごしてくれれば一番それが望ましいと思うので、是非退職教員さんの取り合いも何もかも、やはり横のリンクがあればあの方はこっちに欲しいなとかいうのも事前に相談ができると思うので、横のつながりというのを大切にやっていただきたいと思います。 ・ 他よろしいですか。 ・ 質疑なし。 ・ 質疑等出尽くした感がありますが、それではこれより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしという声がありました。異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 50 号「佐渡市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 4「報告事項 1 学校の諸問題について」ですが、本事項は人事及び児童生徒の個人情報に関する内容を含みますので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、報告事項 1 を秘密会とすることといたします。 <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 事務局から・・・ ・ では、1 点連絡といいますか、お願いがあります。全国学力・学習状況調査につきまして、今年度は新聞報道でもあったように質問紙の方の集計にミスがあって、例年よりも集計の結果が届くのが遅れたというふうな実態がありまして、ちょっと今日報告できないという状況になっています。今担当の方で資料をまとめて、中学校、小学校それぞれ校長会で 1 回説明をして、またそこでちょっと共有したものをもって分析という形で、それも考察等を入れて教育委員の皆様方にお話をしたいということで、一応日程さえ合えば次回の教育委員会でその案件を取り上げさせていただくということに今計画しておりますので、よろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他よろしいでしょうか。 ・ 要望です。非公式に何回か今年度に入って教育委員会の会議録、それから総合教育会議の会議録が一切公表されていないということ言い続けてきたんですけれども、一体どうなっているのか。例えば今日も私パソコン開いて確認してきましたが、総合教育会議については去年 5 回やりましたかね。4 回ですか、5 回やりましたね。去年の 8 月の第 2 回目をもって、その後一切ホームページに出ていない。何が一体原因なのか。もう 1 年以上経っている。こんなことあり得ないだろう。 ・ それから、定例と臨時の今年度の教育委員会ですが、今年から音を拾って、それを文字化してということをやりはじめて、それやれば順調に行くかと思っておりましたが、教育委員長がせっかく佐藤委員長になったにもかかわらず、まだ前委員長の最後の今年の 4 月のものが載っているきりで、その後 1 回も出ていない。原因は何だと考えていますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申し訳ございません。前回仲川委員の方からそれのご指摘あって、ずっとやってきていたところなんですけども、担当職員の諸事情があり、手が回りませんでした。 ・それが今回アップできなかったという理由でございます。申し訳ないです。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部はわかりましたけれども、教育委員会の定例、これについてはその原因が大きいのかなとは今聞いてそう思いましたが、例えば総合教育会議も

<ul style="list-style-type: none"> ・ 児玉教育長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員長 ・ 吉田学校教育課長 	<p>既に去年終わっているんですよね。伊藤補佐とは全く関係のない問題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起こしてあるの。 ・ 起こしてあります。 ・ 前回そのお話があり、前任の方に確認をしました。そのデータ等の引き継ぎがきっちりできていなくて、それを今回やろうとしたところが私の方の都合できちんと整理できなかったというのが原因でございます。大変申し訳ありませんでした。 ・ 何でこういうことを言うかということ、こうやって議事録を公開することは、市民に対して今教育委員会がどう動いているかということをしつかりと知らせる大変重要な役目をもっていると。私も時々質問を受ける。お前たち何をやっているんだと、どんな会議やっているんだと。みんなホームページ見てくださいと答えることにしているんだけど、それもできなくなってしまう。それから、市長が替わったにもかかわらず、まだ一度も総合教育会議を開けていない。ということは、それまでの積み重ねも結局なかったのと同じじゃないか。市長にもああいうものを見て、興味をもってもらいたいし、前市長の発言を基に新市長も総合教育会議に臨んで欲しいなと私希望しているんですが、リンクしている問題だろうとは思いますが、粛々とやるべきことは、是非事務的なことであれば進めてもらいたい。課長補佐さん、大変だったと思いますが、補佐の都合が悪ければその下にまだ人間はいるだろうし、組織で動いているはずですので、個人の問題ではなくて、是非組織で対応してもらいたい。忙しいのは重々承知しておりますので、よろしくお願いします。 ・ よろしいですか。他に。 ・ 佐渡市の公民館条例と教育総合センターの条例改正2件を教育委員会にご提案させていただきまして、議決を得てから、佐渡市議会に上程しましたが、今回10月4日の議会最終日にその議決はされませんでした。というのは、委員会の審査の中で、要は最終的に教育委員会がどこに行くのかということについても話題になりまして、当初教育委員の皆様にお伝えして、畑野に引っ越しした後、行き先は本庁ができた時と、金井ということでご説明してきましたが、9月の議会の始まる間際になりまして、市長の方からC案、いわゆる何も造らないという案になった関係で、じゃあ一体畑野に行った後教育委員会どうなるんですかということで、今回の議案はあくまでも来年の1月に係る畑野へ行くという議案とその引っ越しに係る予算が出ましたけれども、委員会の方では今の9月の情報等では採決できないということで、継続審査になりました。そして、先週の金曜日、20日に再度委員会の方に私と越前課長と、あと庁舎整備を担当しておる猪股主幹の3人で行って説明をしてまいりました。最終的には教育委員会の事務局そのものは、今改修しておる総合センターの1階に学校教育課、2階に社会教育課と、そういったことで一応スペース的にははまるというような説明をして、20日の日につ
--	---

<p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p>	<p>いては委員会の方では一応結審をしていただきました。今後の予定ですが、11月2日の日に佐渡市議会の臨時議会が開催されまして、その中で委員会の賛否に対して可否が決定します。9月議会ではこちらが提案した条例2本が継続審査ということで持ち越しになりました。予算についてもその後条例が通るまでは予算の執行をしてはならないという意見が付きまして、それは11月の2日の臨時市議会の方で決着をする予定です。以上です。</p> <p>・ 今のこの件についてご質問よろしいですか。</p> <p>・ 公民館条例先送りになったの、どんな予定なんですか。</p> <p>・ 公民館のこちらの条例は来年の1月4日からの施行ですので、今度の11月の2日を通していただければ期間はぎりぎりですけど、大丈夫です。2月にはここの解体が始まりますので、今回がタイムリミットということで委員会の方でも説明しました。そういった背景もありまして、今回は可決していただいたようです。まだ本会議の方で最終的には決定しますが、</p> <p>・ 他よろしいですね。</p> <p>・ それでは、審議の方を終わります。</p> <p>・ 日程第5、次回定例会開催日についてですが、事務局、お願いします。</p> <p>・ 22日火曜日又は28日月曜日で調整をお願いしたいと思います。</p> <p>【各委員の予定を調整した。】</p> <p>・ それでは、次回の定例会は11月28日、月曜日ということで、委員の皆様、ご都合をつけていただきたいと思います。</p> <p>・ 以上で平成28年第15回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p>【定例教育委員会を終了した。】</p> <p style="text-align: right;">午後3時9分終了</p>
--	---